２０２６年１１月２日

お客さま各位

株式会社池田泉州銀行

自動貸金庫取引規定書改定のお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に向け、金融サービスの安全性を高めるための取り組みが一層強く求められております。
そうした中、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、貸金庫のご利用に際し、お客さまに対して、格納物が貸金庫約款に定める範囲を逸脱していないことを確認するなど、貸金庫の利用目的等について、利用の都度確認することが求められております。
貸金庫ご利用時に職員との接点がないタイプ（半自動・全自動）の貸金庫をご契約のお客さまにおかれましては、
都度確認の代替としまして定期的な郵送にて確認を実施させていただきます。
つきましては、当行より郵送の「貸金庫借用に関する申告書」に必要事項を記入いただき「ご提出期限」までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

この点に関し、下記のとおり「自動貸金庫取引規定書」を改定いたしますので、お知らせいたします。
なお、改定後の規定は、現在ご契約中のお客さまにも適用されます。あらかじめご了承ください。

改定後、「ご提出期限」までに申告書のご提出がない場合は、貸金庫のご利用を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

あわせて、貸金庫代理人の皆さまにおかれましても、本件の趣旨をご理解いただき、確認手続きへのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

１．改定日
　２０２７年２月１日
２．改定する規定
　自動貸金庫取引規定書

改定前	改定後
第１４条（解約等） （１）～（２）変更なし （３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。 なおこの解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。またこの解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①～③省略（内容変更なし）	第１４条（解約等） （１）～（２）変更なし （３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。 この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。 なおこの解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。またこの解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①借主が第３条（１）の申出を行わない場合。 以下①～③を②～④に変更

«参照»
第３条（利用目的の確認）
（１）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第２条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。